

大規模災害発生時における支援活動に関する協定書

四国各県の建設業協会会員が保有する資材、機材、技術者等の出動等及び会員等からの情報提供など、大規模な災害の発生時における支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、建設省四国地方建設局長 泉 堅二郎(以下「甲」という。)と四国の各県建設業協会会長(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第一条 この協定は、地震及び風水害等による大規模な災害が発生し、混乱した初期の段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動等による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ適確に行うことを目的とする。

(乙の行うべき事項)

第二条 乙は、甲の災害対応を支援するために、以下の業務を行う。

協会内の支援体制を整備する。

会員等の自宅及び勤務地近辺等における公共土木施設の被災状況に関する情報を収集整理する。

出動等が可能な資材、機材、技術者等について、予め実態を把握しておく。

災害により発生すると予測されるガレキ等の処理場について、予め実態を把握しておく。

(乙の支援内容)

第三条 乙は、以下の業務を行うことにより、甲の災害対応を支援する。

会員等からの自主的な被災状況報告を収集整理し、甲の要請により情報提供する。

甲からの支援要請の内容を検討し、協会内の支援体制を基本に支援活動する。

甲からの情報提供の要請に基づき、乙が予め実態把握した情報の提供を行う。

(協定期間)

第四条 この協定の期間は事業年度単位とする。ただし、毎事業年度当初において、甲及び乙の双方又は一方から特段の意思表示のない場合は同一内容で更新されたものとして取り扱う。

(適用範囲)

第五条 この協定は、地震及び風水害等による大規模な災害が発生し、甲の管理する公共土木施設が被災し、混乱した初期の段階に適用する。

(活動に伴う費用)

第六条 この協定に基づく支援内容の内、情報提供等の出勤等を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 資材、機材、技術者等の出勤等に係る費用については有償とし、別途精算する。

(その他)

第七条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して解決する。

この協定締結の証として本書5通を作成し、甲、乙署名、捺印のうえ各自一通を保有する。

平成8年3月28日

甲 建設省四国地方建設局長 泉 堅二郎

乙 (社)徳島県建設業協会会長 池田 孝司

(社)香川県建設業協会会長 富田 文男

(社)愛媛県建設業協会会長 白石 尚三

(社)高知県建設業協会会長 井上 和水